

補助金等の交付決定についての事前審査（第 2 四半期以降執行予定分）

○取組概要

進捗管理の監視対象である補助金等のうち、第 2 四半期以降に交付決定又は内定を行う別紙 1 の 8 事業について、以下の方法により事前審査。

- ①有識者が参画する審査委員会等が審査を行う補助金等（2 事業）
当該審査委員会に、予算監視・効率化チームから審査を委任
- ②有識者が参画する審査委員会等が審査を行わない補助金等（6 事業）
予算監視・効率化チームにおいて直接審査を実施

1. 審査委員会等に審査を委任するもの（2 事業）

(1) 審査の状況

有識者が参画する審査委員会等が審査を実施する 2 事業について、当該審査委員会等に対し、予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性等の観点から踏まえ審査を実施するよう、別途、審査の委任手続きを実施済み。

- 審査委員会等による審査が終了した事業 . . . 1 事業
- 今後順次審査を実施する事業 . . . 1 事業

(2) 審査が終了した補助金等の審査結果概要（1 事業）

補助金等名称	教員講習開設事業費等補助金
審査委員会等名称	教員講習開設事業費等補助金審査委員会
構成員	大学教授 2 人、文部科学省職員 1 人 計 3 人
開催日	H23. 7/11（書面審査）
審査内容の概要	「補助事業の趣旨に沿った内容であるか」及び、「事業の内容・規模に応じた旅費、人件費、事業推進費等が計上されているか」といった観点から書面審査を実施し、「教員免許更新制の円滑な実施に資する取組」を委員会において選定した。
交付の相手先	応募：延べ 21 者 採択：延べ 11 国立大学法人、2 公立大学、延べ 8 学校法人

2. 予算監視・効率化チームが直接審査を行うもの（6事業）

予算監視・効率化チームにおいては、審査対象補助金等の「交付決定の考え方」に、予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性等が確保されているかどうかについて、審査を行うものとする。

（1）審査の観点

予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性

（2）審査の内容

交付決定又は内定に当たり、①相手方の選定の考え方、②事業内容及び対象経費の審査方法、③補助金額の決定がどのように行われるか審査。

審査事項	審査対象補助金等の実施内容
<u>○相手方の選定の考え方</u> ・客観的な基準に基づき選定することとなっているか	(a) 法律により都道府県、市町村、学校法人が交付対象者と定められているもの 4事業 (b) 予算により都道府県、市町村が交付対象者と定められているもの 2事業
<u>○事業内容及び対象経費の審査方法</u> ・客観的な資料等により確認することとなっているか	(a) 申請者から提出された交付申請書等を精査し、事業内容、補助対象経費の妥当性を審査するもの 6事業
<u>○補助金額の決定</u> ・客観的な基準により算定することとなっているか	(a) 補助対象経費に補助率を乗じて算定等するもの 4事業
・上記に該当しない場合、恣意的に算定することとなっていないか	(b) 妥当性が確認された申請額をもって補助金額等としているもの 2事業

（3）審査結果

審査対象である別紙2の6事業は、交付決定等に当たり予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性等が確保されていると考えられるため、問題ないものとする。

交付決定の事前審査対象補助金等

計画作成対象事業経費名	補助金等名称	事前審査の方法	
		審査委員会に 委任するもの	チームで審査 するもの
大学における教員の現職教育への支援等	教員講習開設事業費等補助金	(今回報告)	
公立学校施設整備事業	公立学校施設整備費負担金		(今回審査)
幼稚園就園奨励費補助	幼稚園就園奨励費補助金		(今回審査)
特別支援教育就学奨励費負担金	特別支援教育就学奨励費負担金		(今回審査)
理科教育等設備整備費補助	理科教育等設備整備費補助金		(今回審査)
地域産学官連携科学技術振興事業 (イノベーションシステム整備事業)	地域産学官連携科学技術振興事業補助金	【次回報告】	
電源立地地域対策交付金	電源立地地域対策交付金		(今回審査)
放射線監視等交付金	放射線監視等交付金		(今回審査)

事前審査対象補助金等の交付決定の考え方(補助金等執行計画調書抜粋)

計画作成対象事業経費名	補助金等名称	相手方の選定の考え方	事業内容及び対象経費の審査方法	補助金額の決定方法
公立学校施設整備事業	公立学校施設整備費負担金	a 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づく法律補助であり、交付対象者は法令で定められている。	a 「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」に基づき、事業に要する経費を審査を実施。	a 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」により定められた国の負担割合を事業に要する経費に乗じて算出された額の総和を地方公共団体ごとに交付する。
幼稚園就園奨励費補助	幼稚園就園奨励費補助金	b 交付対象者は就園奨励事業を行うすべての都道府県及び市町村と交付要綱で定められている。	a 申請者から提出された事業計画書により、事業の妥当性等について審査を実施。	a 事業計画書により事業の妥当性等が確認できた都道府県・市町村に対し、申請のあった補助対象経費に補助率を乗じ、予算の範囲内で補助金額を決定。
特別支援教育就学奨励費負担金	特別支援教育就学奨励費負担金	a 「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づく法律補助であり、交付対象者は、法令で定められている。	a 都道府県から提出された事業計画書により、事業内容、補助対象経費の妥当性等について審査を実施する。	a 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき定められた補助率を申請のあった補助対象経費に乗じて算出する。
理科教育等設備整備費補助	理科教育等設備整備費補助金	a 「理科教育振興法」に基づく法律補助であり、交付対象者は、法令で定められている。	a 申請者から提出された事業計画書により、重点的に整備すべき設備等について審査を実施。	a 申請のあった補助対象経費に補助率を乗じ、予算の範囲内で補助金額を決定する
電源立地地域対策交付金	電源立地地域対策交付金	a 交付対象者は発電用施設周辺地域整備法又は交付規則において定められている。	a 申請者から提出のあった交付申請書について、補助金適正化法及び交付規則に沿ったものとなっているか、関連資料の確認等により審査を実施。	b 申請者から提出のあった交付申請書について、補助金適正化法及び交付規則に沿ったものとなっているか確認できたものについて申請額をもって決定する。(交付限度額は交付規則において規定)
放射線監視等交付金	放射線監視等交付金	b 交付対象者は交付規則で定められている。	a 申請者から提出のあった交付申請書について、補助金適正化法及び交付規則に沿ったものとなっているか、ヒアリング等により審査を実施。	b 申請者から提出のあった交付申請書について、交付規則に沿ったものとなっているか確認できたものについて、予算額の範囲内において申請額をもって決定する。(交付限度額は交付規則において規定)